

# 下水道の使用料金について（小川町版）

## 1. 下水道使用料の算定について

使用料は、汚水排除量（上水道・井戸水使用料）に応じ、下表に示す区分により算出した料金を納入していただくことになっています。

汚水の種類	使用料（月額）			（消費税込）10%
一般家庭用 および 営業用	基本料金	汚水排水量	8 m <sup>3</sup> まで	1, 250円
	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき		8 m <sup>3</sup> を越え 20 m <sup>3</sup> まで	158円
			20 m <sup>3</sup> を越え 30 m <sup>3</sup> まで	169円
			30 m <sup>3</sup> を越え 50 m <sup>3</sup> まで	179円
			50 m <sup>3</sup> を越えるもの	190円
公衆浴場	汚水排水量 1 m <sup>3</sup> につき 60円			

※井戸水を使用している場合の認定水量は下記の通りです。

一般家庭・・・1人当たり8 m<sup>3</sup>で算定またはメーター器設置（自費にて設置）

事業所等・・・メーター器設置（自費にて設置）

上水道を併用・・・人数による算定とメーターによる算定の合計使用水量で算定

（1人当たり4 m<sup>3</sup>×世帯員数 + 上水道使用量）

（世帯員数の確認は住民基本台帳を原則とし、その基準日は毎月1日とする。）

〔計算例（一般家庭用および営業用）〕 （10円未満は切り捨て）

（1）上水道使用（35 m<sup>3</sup>使用の場合）

$$1,250 + (12 \text{ m}^3 \times 158 \text{ 円}) + (10 \text{ m}^3 \times 169 \text{ 円}) + (5 \text{ m}^3 \times 179 \text{ 円}) = \underline{5,730 \text{ 円}}$$

（2）井戸水使用（4人家族の場合）

使用水量は、4人×8 m<sup>3</sup>/人=32 m<sup>3</sup>と認定しますので、

$$1,250 + (12 \text{ m}^3 \times 158 \text{ 円}) + (10 \text{ m}^3 \times 169 \text{ 円}) + (2 \text{ m}^3 \times 179 \text{ 円}) = \underline{5,190 \text{ 円}}$$

（3）併用使用（4人家族で上水道と井戸水を併用している場合）

上水道20 m<sup>3</sup>使用の時

4人×4 m<sup>3</sup>=16 m<sup>3</sup>、（上水道20 m<sup>3</sup>+井戸水16 m<sup>3</sup>）と算定し36 m<sup>3</sup>を

使用水量と認定しますので、

$$1,250 + (12 \text{ m}^3 \times 158 \text{ 円}) + (10 \text{ m}^3 \times 169 \text{ 円}) + (6 \text{ m}^3 \times 179 \text{ 円}) = \underline{5,910 \text{ 円}}$$

（4）事業所等では上水道（25 m<sup>3</sup>使用）と井戸水（メーター器設置、5 m<sup>3</sup>使用）の場合  
使用水量は、25 m<sup>3</sup>+5 m<sup>3</sup>=30 m<sup>3</sup>と算定しますので、

$$1,250 + (12 \text{ m}^3 \times 158 \text{ 円}) + (10 \text{ m}^3 \times 169 \text{ 円}) = \underline{4,830 \text{ 円}}$$

## 2. 下水道使用料早見表（消費税10%）

水量 m <sup>3</sup>	使用料 円	水量 m <sup>3</sup>	使用料 円	水量 m <sup>3</sup>	使用料 円
8	1,250	27	4,320	46	7,700
9	1,400	28	4,490	47	7,870
10	1,560	29	4,660	48	8,050
11	1,720	30	4,830	49	8,230
12	1,880	31	5,010	50	8,410
13	2,040	32	5,190	51	8,600
14	2,190	33	5,370	52	8,790
15	2,350	34	5,550	53	8,980
16	2,510	35	5,730	54	9,170
17	2,670	36	5,910	55	9,360
18	2,830	37	6,080	56	9,550
19	2,980	38	6,260	57	9,740
20	3,140	39	6,440	58	9,930
21	3,310	40	6,620	59	10,120
22	3,480	41	6,800	60	10,310
23	3,650	42	6,980	61	10,500
24	3,820	43	7,160	62	10,690
25	3,990	44	7,340	63	10,880
26	4,160	45	7,520	64	11,070

## 3. 下水道を使用される際の注意点

次のような場合は、必ず上下水道課まで届出をお願いします。

- ①下水道の使用を休止、廃止、再開したとき
- ②下水道の利用者が変わったとき
- ③使用人数に変更があったとき（井戸水および井戸水と上水の併用の時）  
例) ご家族の死亡・出生・転入・転出（遠隔地の大学入学・長期入院等を含む）
- ④使用する水の種類に変更があったとき  
例) 井戸水→上水道 など

**【お問い合わせ先】**  
 宇城市土木部上下水道課  
 下水道庶務係  
 〒869-0592  
 宇城市松橋町大野85  
 電話：0964-32-1674